

# 昭和47年9月18日発基第91号

## 労働安全衛生法の施行について

### 第2 この法律の基本的事項

#### 1 この法律と労働基準法との関係

この法律は、形式的には労働基準法から分離独立したものとなっているが、安全衛生に関する事項は労働者の労働条件の重要な一端を占めるものというべく、第1条(目的)、第3条第1項(事業者の責務)、附則第4条による改正後の労働基準法第42条等の規定により、この法律と労働条件についての一般法である労働基準法とは、一体としての関係に立つものであることが明らかにされている。

したがって、労働基準法の労働憲章的部分(具体的には第1条から第3条まで)は、この法律の施行にあたって当然その基本とされなければならない。

また、賃金、労働時間、休日などの一般的労働条件の状態は、労働災害の発生に密接な関連を有することにかんがみ、かつ、この法律の第一条の目的の中で「労働基準法と相まって、……労働者の安全と健康を確保する……ことを目的とする。」と謳っている趣旨に則り、この法律と労働基準法とは、一体的な運用が図られなければならないものである。

#### 2 この法律の適用範囲

この法律は、同居の親族のみを使用する事業または事務所を除き、原則として労働者を使用する全事業について適用されるが、つぎの(1)から(3)に掲げる者については適用されない。

- (1) 家事使用人
- (2) 船員法の適用を受ける船員
- (3) 国家公務員(五現業の職員を除く。)

なお、鉱山保安法第2条第2項および第4項の規定による鉱山の保安(衛生に関する通気および災害時の救護を含む。)については、第2章の規定(労働災害防止計画)を除き、この法律の規定は適用されない。

また、機械等または有害物に対する流通規制については、労働基準法の適用範囲より拡大され、政令で定める一定の機械等または有害物の製造等を行なう者は、何人も、この法律による規制を受けることとなった。

#### 3 事業場の範囲

この法律は、事業場を単位として、その業種、規模等に応じて、安全衛生管理体制、工事計画の届出等の規定を適用することにしており、この法律による事業場の適用単位の考え方は、労働基準法における考え方と同一である。

すなわち、ここで事業場とは、工場、鉱山、事務所、店舗等のごとく一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行なわれる作業の一体をいう。

したがって、一の事業場であるか否かは主として場所的観念によって決定すべきもので、同一場所にあるものは原則として一の事業場とし、場所的に分散しているものは原則として別個の事業場とするものである。

しかし、同一場所にあっても、著しく労働の態様を異にする部門が存する場合に、その部門を主たる部門と切り離して別個の事業場としてとらえることによってこの法律がより適切に運用できる場合には、その部門は別個の事業場としてとらえるものとする。たとえば、工場内の診療所、自動車販売会社に附属する自動車整備工場、学校に附置された給食場等はこれに該当する。

また、場所的に分散しているものであっても、出張所、支所等で、規模が著しく小さく、組織的関連、事務能力等を勘案して一の事業場という程度の独立性がないものについては、直近上位の機構と一括して一の事業場として取り扱うものとする。

#### 4 事業場の業種のとらえ方

(1) 事業場の業種の区分については、その業態によって個別に決するものとし、経営や人事等の管理事務をもっぱら行なっている本社、支店などは、その管理する系列の事業場の業種とは無関係に決定するものとする。たとえば、製鉄所は製造業とされるが、当該製鉄所を管理する本社は、労働安全衛生法施行令第2条第3号の「その他の業種」とすること。

(2) この法律の中で用いている業種で、次の表の左欄に掲げるものに属する事業は、同表の右欄に掲げる労働基準法第8条各号の事業とすること。

労働安全衛生法上の業種分類	労働基準法第8条（現別表第1）各号の事業
イ 林業	• 第6号の事業（造林、伐木、造材、集材または運材を行なう事業に限る。）
ロ 鉱業	• 第2号の事業
ハ 建設業	• 第3号の事業
ニ 運送業	• 第4号および第5号の事業
ホ 清掃業	• 第15号の事業（焼却または清掃の事業に限る。）
ヘ 通信業	• 第11号の事業
ト 土石採取業	• 第2号の事業（鉱山保安法適用事業以外の事業に限る。）
チ その他の業種	• 第6号から第10号までおよび第12号から第17号までの事業（第6号の事業のうち造林、伐木、造材、集材または運材を行なうものならびに第15号の事業のうち焼却または清掃の事業を除く。）

※第16号官公署、第17号その他の事業は、別表第1では削除されています。

また、造船業に属する事業は、災防法の施行規則第13条に置かれていた定義と同じく、船舶の製造、改造または修理の事業をさす。

なお、次の業種に属する事業（「物の加工業」に属する事業のうち、学校附設の給食の事業を除く。）は、労働基準法第8条（現別表第1）第1号の事業とする。

製造業（物の加工業を含む）

- 電気業
- ガス業
- 水道業

熱供給業  
自動車整備業  
機械修理業

## 5 事業者の意味づけ

この法律における主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない。）、個人企業であれば事業経営主を指している。

これは、従来の労働基準法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にしたものである。

なお、法違反があった場合の罰則の適用は、法第122条に基づいて、当該違反の実行行為者たる自然人に対しなされるほか、事業者たる法人または人に対しても各本条の罰金刑が課せられることとなることは、従来と異なるところはない。